

# いじめの重大事態について

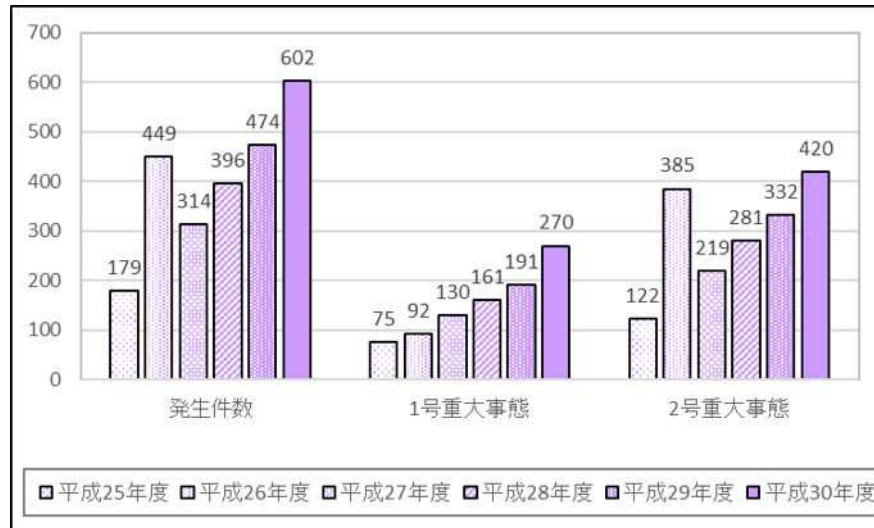
資料 1

## いじめの重大事態

重大事態の発生件数は、602件（前年度474件）。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは270件（前年度191件）、同項第2号に規定するものは420件（前年度332件）である。

文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	188	280	113	4	585
重大事態発生件数（件）	188	288	122	4	602
うち、第1号	83	124	62	1	270
うち、第2号	134	205	78	3	420

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。